

2026 年度韓国での愛媛県プロモーション委託業務に係る 企画提案募集実施要領

この要領は、2026 年度韓国での愛媛県プロモーション委託業務を委託するにあたり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 業務名

2026 年度韓国での愛媛県プロモーション委託業務

2 業務内容等

(1) 業務の内容

韓国から愛媛県への誘客促進を目的に、韓国の消費者等への各種プロモーションを実施し、韓国における本県の認知度向上を図る企画を立案のうえ実施する。

(詳細は、別添「2026 年度韓国での愛媛県プロモーション委託業務仕様書」のとおり。)

(2) 実施期間

契約締結の日から 2027 年 3 月 31 日まで

(3) 予算上限額

15,400,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

（本業務委託は、予算額の範囲内で企画提案を行うこと。）

3 企画提案募集への参加資格

以下の資格要件を全て満たしていること。

- (1) 本業務の遂行にあたり、十分な能力を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札参加資格者の資格）の規定に該当しないこと。
- (3) 企画提案書の受付期間中において、愛媛県から競争入札への指名停止を受けていないこと。
- (4) 企画提案書の受付期間中において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続き開始の申立て及び破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 企画提案書の提出期限の日前 6 月間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されていないこと。
- (6) 役員等又は経営に事実上参加若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等を含む。）でないこと。

4 日程

日付	内 容	対応様式
2月19日（木）	募集開始	—
2月26日（木）	参加意向表明書及び質問書提出締切	様式1、2、4
3月5日（木）	質問に対する回答提示	—
3月16日（月）	企画提案書及び経費見積書提出締切	様式3
3月下旬	審査、最優秀参加者決定	—
4月	契約締結	—

※各締切日の時間は17:00までとする。

※メール受信確認の電話受付は土日祝日を除く開庁日の9:00～17:00とする。

5 参加表明

企画提案募集への参加の有無について、2026年2月26日（木）までに、別添の「2026年度韓国での愛媛県プロモーション委託業務に係る企画提案参加意向表明書（様式1）」並びに「会社概要及び観光プロモーションに関する実績表（様式第4号）」を電子メールにより提出すること。その際、電子メールの件名を「(韓国)企画提案参加意向表明」とすること。なお、メール受信を確認するため、愛媛・韓国経済観光交流推進協議会（以下、「協議会」という。）あてに電話で電子メールを送信した旨を連絡すること。

6 質問書

別添「2026年度韓国での愛媛県プロモーション委託業務に係る質問書（様式2）」により、2026年2月26日（木）17:00までに電子メールにより提出すること（電話や口頭、受付期間外の質問は一切受け付けない）。その際、電子メールの件名を「(韓国)企画提案募集に関する質問」とすること。なお、メール受信を確認するため、協議会あてに電話でメールを送信した旨を連絡すること。質問及び回答の内容は、企画提案募集に参加する者全てに電子メールにより回答する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。また、応募資格に関する質問のうち、参加表明期限までに回答することが適切な質問については、質問者のみに対して参加表明期限までに回答することがある。

7 企画提案書及び経費見積書の提出

（1）提出書類

ア 企画提案書

別添「2026年度韓国での愛媛県プロモーション委託業務仕様書（案）」及び「2026年度韓国での愛媛県プロモーション委託業務企画提案書作成要領」により提案すること。

イ 経費見積書（任意様式）

別添「2026年度韓国での愛媛県プロモーション委託業務仕様書（案）」の「3業務内容」に示した項目ごとに、単価や単位を明示した積算内訳を記載すること。

(2) 提出期限

2026年3月16日（月） 17:00 必着

(3) 提出方法

電子メールでの提出とする。その際、電子メールの件名を「(韓国)企画提案書及び経費見積書の提出」とし、メール受信を確認するため、協議会あてに電話で電子メールを送信した旨を連絡すること。提出期限内に受信確認できない書類については受理しない。

(4) その他

参加意向表明書（様式1）を提出した後に参加を辞退する場合は、2026年3月16日（月）までに「2026年度韓国での愛媛県プロモーション委託業務企画提案募集参加辞退届（様式3）」を電子メールにより提出すること。

なお、メール受信を確認するため、協議会あてに電話でメールを送信した旨を連絡すること。

8 審査方法

(1) 提案のあった企画内容について、2026年度韓国での愛媛県プロモーション委託業務審査会（以下「審査会」という。）において審査を行い、最優秀参加者を決定する。

(2) 審査は次の3項目により行う。

- | | |
|----------|-------|
| ア 企画提案内容 | (70点) |
| イ 業務遂行能力 | (20点) |
| ウ 経費 | (10点) |
| 合 計 | 100点 |

9 参加者が1者又はいない場合の取扱い

(1) 参加者が1者の場合

審査委員会において業務の円滑な遂行が可能であると判断した場合は、本業務の委託契約の手続きを行う。

(2) 参加者がいない場合

ホームページでその旨公表するとともに、再度募集を行う。

10 その他

(1) 企画提案書作成及びこれに係る付帯作業の経費は、参加者の負担とする。

(2) 企画提案書の提出は1者あたり1提案とする。

(3) 提出された企画提案書は、返却しない。

(4) 企画提案書提出後の再提出及び差替えは、原則として認めない。ただし、協議会か

ら書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加書類の提出を求めることがある。

(5) 当該委託業務の実施については、令和8年度予算を審議する愛媛県議会及び松山市議会の当初予算の成立並びに協議会の総会の承認を得ることを要件とする。

契約締結については、令和8年度予算が執行可能となる 2026 年 4 月 1 日以降に行うものとする。

(6) 契約書の言語は日本語とする。

(7) 委託金額の支払いは日本円で、銀行振り込みにて行う。また、支払先口座が海外口座の場合、海外送金手数料等は受託者負担とする。

11 問合せ先・提出先

愛媛・韓国経済観光交流推進協議会（事務局：愛媛県観光国際課 末廣、坂本）

住 所： 〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

電 話： +81-(0)89-912-2311

F A X： +81-(0)89-921-5931

メール：kankoukokusai@pref.ehime.lg.jp

以 上